

内部脅威対策の強化（個人の信頼性確認制度の導入等）のため の規則（案）等に対する意見募集の結果について

平成28年9月8日
原子力規制庁

使用済燃料の再処理の事業に関する規則等の一部を改正する規則（案）等について、意見募集を行った。その結果は以下のとおり。

1. 概要

期 間：平成28年7月14日から8月12日

対 象：

- (1) 原子力規制委員会規則の一部改正（案）
 - ①使用済燃料の再処理の事業に関する規則
 - ②実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
 - ③研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則
 - ④東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則
- (2) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三第二項第二十六号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示（案）
- (3) 原子力施設における個人の信頼性確認の実施に係る運用ガイド（案）

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、原子力規制委員会ウェブサイト、
郵送、FAX

応募数：23件

2. 意見募集の結果

○ 当該規則（案）に対する意見及び意見に対する考え方を別紙のとおりと
りまとめた（意見の内容を整理、集約しているため、応募数とは異なる）。

3. 予定

- 意見公募の結果を踏まえ、速やかに関係原子力規制委員会規則の改正等を行うこととしたい。
- 予定
 - 原子力規制委員会決定 平成28年9月7日
 - 公布 平成28年9月下旬
 - 施行 公布日と同日[※]

※ 公布日において原子炉等規制法に基づき核物質防護規定（又は実施計画）の認可を受けている者（既存事業者）については、次の経過措置を講じている。

【個人の信頼性確認について】

- －既存事業者は、個人の信頼性確認の措置について、核物質防護規定（又は実施計画）の変更認可申請を平成29年3月31日までに行う。（附則第2条第1項及び第5項）
- －個人の信頼性確認の措置の開始日は、核物質防護規定（又は実施計画）を原子力規制委員会が認可した日とし、認可の日までは新規則を適用しない。（附則第2条第2項及び第6項）
- －個人の信頼性確認の措置の開始日から1年間は、旧規則に基づく常時立入証の発行又は秘密取扱者の指定を有効とする。（附則第2条第3項及び第7項）

【防護区域への監視装置の設置について】

- －既存事業者は、防護区域への監視装置の設置について、公布日から1年の間に核物質防護規定（又は実施計画）の変更認可申請を行う（認可申請には既存装置の運用計画及び今後の設置計画を添付させる予定）。（附則第2条第1項及び第5項）
- －核物質防護規定（又は実施計画）を原子力規制委員会が認可する日までは、新規則を適用しない。（附則第2条第4項及び第8項）

内部脅威対策の強化（個人の信頼性確認制度の導入等）のための規則（案）等に対する御意見とその考え方について

番号	対象となる規則等	意見	考え方
1	規則	（実用炉規則第91条第2項第28号イ(1)、(2)） 当該条文に規定する「調査」とは、自己申告書の確認や面接、適性検査等を指すものであり、第三者に対する個人情報の照会を含まないものと理解してよいか。	個人の信頼性確認は、原則として自己申告書の確認、面接及び適性検査で行われるものですが、事業者が保有する対象者に関する核物質防護上の過去の懲戒歴等の情報や、その他の情報を総合的に勘案することとなっています（ガイド5.(5)-3)
2	規則	（再処理規則（案）第16条の3第2項第26号イ(2)等） ・本制度の実施主体を事業者とすることは不適切。適性検査は差別的待遇を生むおそれがある。 ・適性検査の内容が不明。事業者に自由に行わせることは、労働者の権利侵害に繋がるおそれがある。	個人の信頼性確認は、原子炉等規制法に基づき事業者に要求している特定核燃料物質の防護措置の一環として行うものであることから、事業者が実施主体となるものと考えております。 適性検査については、個人の信頼性確認制度の目的を達成する上で必要な限度にとどまるものと考えております。なお、適性検査の結果のみで否認を行わないことについては、ガイド（6.(2)）に記載されています。
3	規則	（再処理規則（案）第16条の3第2項第26号イ(2)等） ・「その他必要な方法により調査」の内容を具体的にすべき。内容に制限がなく、労働者が不当な扱いを受ける可能性がある。	今回の規則改正は、事業者に強制調査権を与えるものではありません。
4	規則	（再処理規則第16条の3第2項第26号イ(1)等）	個人の信頼性確認は、テロ行為等を防止する目的の限度で経歴を確認するものです。

		<ul style="list-style-type: none"> ・本制度は、特定の人を特別視、特別扱いする制度となっている。したがって、経歴の確認については削除すべき。 	
5	規則	<p>(再処理規則第8条第1項の表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案の第8条第1項の表第10号口の「イ及びロに規定する」は「イ及びロに掲げる」のほうが適当。理由は、現行の第16条の3第2項第5号口に「イに掲げる」と規定されているから。 	<p>再処理規則第16条の3第2項第5号口は他に改正事項がないほか、意味を取り違えるおそれはないことから、現案どおりとします。</p>
6	規則	<p>(再処理規則第16条の3第2項第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案の第16条の3第2項第1号の「監視」の対象が何かについての規定が漏れていると思います。(たとえば、現行の第16条の3第2項第2号では「確認」の対象を「人の侵入」と明示的に規定しています。) 	<p>記載しなくても、監視対象が防護区域内部の人の行動であることは自明と考えています。</p>
7	規則	<p>(再処理規則第16条の3第2項第15号ハ等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案の第16条の3第2項第15号ハ等の「第5号口に規定する者」について：第5号ハの規定と同様に「第5号口に掲げる証明書等を所持する者」と規定するべきだと思います。理由は、改正案が意味するところの「証明書等を所持しない者」が各区域に立ち入ることは適当でないから。 	<p>【意見反映】</p> <p>御指摘を踏まえ、各規則の関係箇所を修正します。</p> <p>(例)</p> <p>再処理規則第16条の3第2項第15号ハ 「第5号口に<u>規定する者</u>」 ↓ 「第5号口に<u>規定する証明書等を所持する者</u>」</p>

8	規則	<p>(再処理規則第16条の3第2項第15号ハ等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案の第16条の3第2項第15号ハの「障壁によって」は「障壁によつて」と記載すべきです。理由は、現行条文(第15号の「設備であつて」等)の文言と一致させるべきであるから。(改正案の第16条の3第2項第26号イの「取扱いを行った」等についても同様) 	<p>【意見反映】</p> <p>御指摘のとおり、修正します。</p> <p>再処理規則第16条の3第2項第15号ハ 「障壁によつて」 ↓ 「障壁によつて」 再処理規則第16条の3第2項第26号イ 「取扱いを行つた」 ↓ 「取扱いを行つた」 再処理規則第16条の3第2項第26号ロ 「確認を行つた」 ↓ 「確認を行つた」 再処理規則第16条の3第2項第26号ハ 「有効期間内であつても」 ↓ 「有効期間内であつても」</p>
9	規則	<p>(再処理規則第16条の3第2項第15号ロ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案の第16条の3第2項第15号ハの改正部分と同様に、現行の第16条の3第2項第15号ロの「イの規定により設置された障壁の中で」は「イの規定により設置された障壁によつ 	<p>御指摘の箇所は他の改正事項がないため、現案どおりとします。</p>

		て区画された区域の中で」と修正したほうが文言の統一がとれると思います。	
10	規則	(再処理規則第16条の3第2項第25号) ・改正案の第16条の3第2項第25号の「単に」について： この用語を使用した理由は、条文内の用語を略号として使用しているからであると思われるので、同様の例として、現行の第8条の7第1号イ（実施計画）、第25条第1号（日本工業規格）についても、同様に今回の改正の対象に追加する必要があると思います。	御指摘の箇所は他の改正事項がないため、現案どおりとします。
11	規則	(再処理規則第16条の3第2項第25号) ・改正案の第16条の3第2項第25号の「業務上知り得る者」という」について：当該用語の初出箇所である第8条第1項第10号子において略号を定義すべきだと思います。	再処理規則第16条の3第2項第26号等、個人の信頼性確認を規定している箇所においては、「業務上知り得る者」が繰り返し用いられるため「以下単に」という記載としたものですが、御指摘の箇所では文脈上自明であると考えます。
12	規則	(再処理規則第16条の3第2項第26号イ) ・改正案の第16条の3第2項第26号イの「特定核燃料物質の防護に関する秘密」は「第25号に規定する範囲の特定核燃料物質の防護に関する秘密」としたほうが、より明確になると思います。	文脈上自明と考えます。

13	規則	<p>(再処理規則第16条の3第2項第26号イ(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条の3第2項第26号イ(1)等の「テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体」とは具体的にどのような犯罪行為や団体を指しているのか。例えば、「日本共産党」は該当する団体か？ 	<p>「団体」については、自己申告を行う確認対象者及び事業者が一般的な社会通念に従って判断するものです。</p>
14	規則	<p>(再処理規則第16条の3第2項第26号イ(1)等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案の第16条の3第2項第26号イ(1)の「団体との関係」だけでなく、団体の構成員(暴力団員等)との関係についても対象とするべきです。 	<p>「団体との関係」には「団体の構成員との関係」が含まれると解釈しているため、現案どおりとします。</p>
15	規則	<p>(再処理規則第16条の3第2項第26号イ(1)等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案の第16条の3第2項第26号イ(1)の「暴力団」は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定されるものだけを指しているのでしょうか？ 	<p>御指摘のとおりです。</p>
16	規則	<p>(再処理規則第16条の3第2項第26号ハ等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正案の第16条の3第2項第26号ハの規定は有効期間の始期についての記載が漏れていると思います。(「・・・指定の日から、同日から起算して・・・」などとすれば始期が明示 	<p>有効期間の始期が発行日又は指定日であることは条文上明確であるため、現案どおりとします。</p>

		されると思います。)	
17	規則	(再処理規則第16条の3第2項第26号二等) ・改正案の第16条の3第2項第26号二の規定の趣旨は、四つの区域等のすべてに常時立ち入ろうとする者を対象としているのであって、必ずしもすべてに立ち入るわけではない者は対象外ということによろしいのですか？	【意見反映】 御指摘を踏まえ、再処理規則第16条の3第2項第26号二その他の該当箇所について、以下のとおり修正します。 「次に掲げる区域等に常時立ち入ろうとする」 ↓ 「次に掲げる区域等 <u>のいずれかに</u> 常時立ち入ろうとする」
18	規則	(再処理規則第16条の3第2項第26号二等) ・改正案の第16条の3第2項第26号二の(2)、(3)、(4)に掲げる区域については、同第5号イの規定に立ち入り先として追記するべきと思います。	再処理規則第16条の3第2項第5号イ等は、原子力施設を設置する工場又は事業所内に定めた各区域に常時立ち入るためには各区域に応じた証明書等が必要であるとする規定であり、今回追加する同項第26号等はそのうちの一部について追加的な措置を取る（個人の信頼性確認を行う）規定に当たります。
19	規則	(再処理規則第16条の3第2項第26号二等) ・改正案の第16条の3第2項第26号二の(3)の「見張人の詰所」は「見張人の詰所（防護区域の外に設置されている場合に限る。）」などの修正が必要と思います。理由は、同詰所が防護区域内に設置されている場合は(1)と重複するから。	「見張人の詰所」は、再処理規則第16条の3第2項第20号において防護区域又は周辺防護区域に設置することとされており、御指摘のとおり防護区域内に設置される場合には、同項第26号二(1)と重複することとなりますが、この場合においても、個人の信頼性確認を行うことに変わりはなく、御提案のように修正する必要性はないことから、現案どおりとします。

20	規則	<p>(実用炉規則第91条第2項第5号ハ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の第91条第2項第1号、第2号、第3号では「防護区域」、「周辺防護区域」、「立入制限区域」を設定する目的が規定されていますので、同様に改正案の第91条第2項第5号ハに新たに追加された「安全保護装置周辺区域」についても、その設定の目的を規定する必要があると思います。 	<p>実用炉規則における「安全保護装置周辺区域」は、常時立入者に対する個人の信頼性確認等が必要と判断される重要な区域であるため新たに規定したのですが、このことは自明であるため、現案どおりとします。</p>
21	規則	<p>(実用炉規則第91条第2項28号ニ(3))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正案の第91条第2項28号ニ(3)の「第十四号口に規定する区域」は「第十四号口に規定する区域(防護区域の外に設置される場合に限る。)」などの修正が必要と思います。理由は、同区域が防護区域内に設置されている場合は(1)と重複するから。 	<p>「第十四号口に規定する区域」は、御指摘のとおり防護区域内に設置される場合には、同項第28号ニ(1)と重複することとなりますが、この場合においても、個人の信頼性確認を行うことに変わりはなく、御提案のように修正する必要性はないことから、現案どおりとします。</p>
22	規則	<p>(実用炉規則第91条第2項第28号イ(3))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正案の第91条第2項第28号イ(3)「その他必要な事項」は削除すべきと思います。理由は、運用ガイド案(5.(6))によると、説明すべき事項は措置を講じていることだけとされているから。 	<p>例えば、再処理規則第16条の3第2項第26号イ(3)等に規定する“確認の実施に際し知り得た情報について適切に取り扱うこと”のみならず、“確認の結果を適切に取り扱うこと”等も含まれるためです(ガイド5.(6)-2)。</p>
23	規則	<p>(実用炉規則第96条第1項第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正案の第96条第1項第5号の「立入制限区域」に加えて「周辺防護区域」も対象とすべき 	<p>実用炉規則第96条第1項第4号において、「防護区域(第九十一条第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域</p>

		です。	及び周辺防護区域。次号において同じ。)」と規定されているため、現案どおりとします。
24	規則（ガイド）	<p>（ガイド 8. (1))</p> <p>・ 9 頁の(1)の記載には始期についての記載が漏れています。また「五年以内の日」はかならずしも5年間ではなくてもよいことを意味していますが、規則案で規定している「5年間」と整合していないと思います。</p>	<p>【意見反映】</p> <p>有効期間の始期については、ガイド 8. (1)には、「有効期間は、防護区域等への常時立入りのための<u>証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から5年以内の日とする。</u>」と規定されており、記載されているものと考えています。</p> <p>有効期間については、ガイド8. (1)にあるとおり「5年以内」とする運用であり、御指摘のとおり、現行の規則案での記載は運用を踏まえた適切な表現ではないため、以下のとおり修正します。</p> <p>再処理規則第16条の3第2項第26号ハ等 「証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して<u>五年を経過する日までの間</u>とすること。」 ↓ 「証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して<u>五年以内</u>とすること。」</p>

25	告示	<p>(第2条の表 注1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団との関係を確認するのであれば、告示の犯罪歴には、以下の警備業の要件に関する規則第1条第3号に規定する罰金刑も含めるべき。 <ul style="list-style-type: none"> －労働基準法第6条、第24条及び第37条 －船員法第53条第1項、同条第2項及び第66条 	<p>警備業の要件に関する規則第1条第3号は、雇用や下請に関する法律の規定に違反する行為を規定しており、今回の制度の趣旨とは異なるものと考えております。</p>
26	告示	<p>(第2条の表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条の申告書に記載する事項として「性別」を加えれば、本人の特定がより迅速、確実にできると思います。 	<p>本制度の趣旨を踏まえると、性別は必要な情報ではないと考え、規定しなかったものです。</p>
27	告示	<p>(第2条の表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条の表の下欄の「個人番号カード」： 同カードより運転免許証のほうが所有率が高く本人確認の方法として一般的であると思います。 	<p>個人番号カードの方が制度上対象が広いため規定したものです。</p>
28	告示	<p>(第2条の表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条の表の下欄の「二以上の書類（うち少なくとも一つは写真があるもの）」： 表の上欄の記載事項を確認できるもので写真があるものであれば、それ一つで足りるのではないのですか？ また、「写真」は、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第5条第1項第3号の規定にならって「顔写真」としたほう 	<p>個人の信頼性確認はより厳密に本人確認を行う必要があることから、「二以上の書類（うち少なくとも一つは写真があるもの）」としています。</p> <p>また、個人番号カード等の証明書に添付される写真は「顔写真」であることは自明であり、あえて記載する必要はないものと考えています。</p>

		がいいと思います。	
29	告示	(第2条の表) ・第2条の第4号の下欄「領収証書」には通常居所は記載されていないので「請求書」のほうがいいと思います。	他法令における例として、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則においても、本人確認書類として「領収証書」が用いられています。 なお、当該証書に居所の記載がない場合には、規則及び告示に定める「その他の書類」に用いることはできません。
30	告示	(第2条の表) ・第2条の第8号の上欄「原子力施設」は、第1条第1項に掲げる法令では定義されていない用語ですので本告示で定義する規定が必要と思います。また、たとえば、再処理施設で申告する場合は、他の施設（実用発電用原子炉施設等）も対象となるのでしょうか？	「原子力施設」は、告示第1条第1号に掲げる原子炉等規制法第2条第7項において定義されています。また、告示第2条の表の上欄第8号は、他の原子力施設での勤務経験全てが対象となります。
31	告示	(第2条の表) ・第2条の第9号の下欄「旅券」：旅券に準ずる書類（渡航証明書、台湾当局が発行した書類、日米地位協定第9条第3項に基づく身分証明書など）も対象とするべきです。	現時点では、旅券を所持しない外国人が常時立入者となることは想定していません。なお、今後その必要が生じた場合には、個別の状況に応じて検討することとします。
32	告示	(第2条の表) ・第2条の第10号の上欄「精神疾患の有無」については、過去の既往症も含まれるのですか？また、その他の書類欄には記載がありませんが、医師の診断書等が必要と思います。	自己申告書に記載する「精神疾患の有無」とは、自己申告の時点での精神疾患の有無と解釈しています。また、再処理規則第16条の3第2項第26号イ(2)等に規定する「その他必要な方法」として、状況によっては事業者の判断により医師の診断を求めることも有り得ます。

33	告示	<p>(第2条)</p> <p>・第2条の注1のイ、ロの「なくなった後、五年」とハの「なくなった日から起算して五年」との違いは何を意味しているのですか？</p>	<p>【意見反映】</p> <p>意味の違いはないため「なくなった日から起算して五年」に表現を統一します。</p>
34	告示	<p>(第2条の表)</p> <p>・自己申告事項には、「法令遵守及び秘密保持に関する誓約」もあるが、原子力に係る公益通報の保護はどのように保障されているのか。原子力に係る公益通報の保護制度が未整備の場合は、整備後に本件改正を行うこと。また、その際、本事項の申告を求めるとあたっては、ただし書きとして公益通報保護制度があることを明示すること。</p>	<p>原子炉等規制法に関する公益通報者の保護については、従来から、同法第66条（原子力規制委員会に対する申告）並びに公益通報者保護法及び公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第153号により担保されており、制度の周知にも努めています。</p> <p>特定核燃料物質の防護に関する秘密の保持については、従来から、原子炉等規制法に個人への罰則も規定されております。</p>
35	ガイド	<p>(5.(4)-1)</p> <p>・以下を修正。</p> <p>「以下の内容を確認するために必要な項目に限定」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「以下の内容を確認するため、すべての項目を記載した」</p> <p>(理由)「必要な項目」の記載は、事業者に恣意的な対応を許容するおそれがあるため。</p>	<p>御指摘の記述は、個人の信頼性確認に必要な情報に限定されるものであり、事業者における恣意的な対応を許容する趣旨ではありません。</p>

36	ガイド	<p>(5. (4)-1) 「過去に核物質防護上の犯罪歴」 ↓ 「過去に犯罪歴」 (理由) 信頼性確認の重要度を踏まえれば「核物質防護上の」と限定することは不適切。また、当該用語の意味するところが不明。</p>	<p>自己申告の時点では告示に規定されている犯罪の経歴を求め、最終的には、それを踏まえた面接の結果等を総合的に勘案して、核物質防護に関係するものであるか否かを事業者において判断することとなります。</p>
37	ガイド	<p>(1.) ・ IAEAのガイドからは「暴力団を含む」が読み取れないのではないか。我が国独自の状況によって、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制が含まれるとするのであれば、その旨をガイドの目的の項目に明記すべき。</p>	<p>国際的にもブラックマーケット等を通じたテロと組織犯罪の結び付きが指摘されており、暴力団との関係を確認することは、内部脅威対策の強化には当然に包含されるものと考えています。</p>
38	ガイド	<p>(7. (3)) ・ 確認結果の苦情申出窓口は事業者内に設置すべきではない。自ら実施した確認の適切性を客観的に判断することは不可能であり、外部に設置する必要がある。また、本制度に限らず、労働者保護の体制を構築すべき。</p>	<p>個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係の問題は、まずは当該事業者内で解決を図ることが適切と考えています。 また、個別の労使関係紛争の解決制度としては、行政や司法の各種制度も整備されており、活用が可能と考えています。</p>

39	ガイド	<p>(3. (1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 頁の 3. (1) の 1 行目「当面、」は削除すべきと思います。理由は、各規則改正案にはそのような規定はないし、運用ガイドレベルで定めるべきことではないと考えられるから。 	<p>原子力規制委員会の政策として、今後も個人の信頼性確認の対象が今回規定された原子力施設に限定されるとの誤解を生まないように記載したものです。</p>
40	ガイド	<p>(3. (1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「研究開発段階発電用原子炉に係る施設」は、法の該当条文を引用して「原子炉等規制法第 2 条第 5 項に規定する政令で定める原子炉及びその附属施設」などのほうが良いと思います。 	<p>法の規定を正確に引用すれば御提案のとおりですが、ガイドとしての理解のしやすさの観点からは「研究開発段階発電用原子炉」とする表現がよいと考えています。</p>
41	ガイド	<p>(4.)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁の 4. の 1 行目の括弧内で、引用した条文の一部に下線を付した意味についての記載が漏れています。 	<p>【意見反映】</p> <p>以下のとおり修正します。</p> <p>(該当条文：例として、実用炉規則から抜粋して記載。以下同じ。)</p> <p>↓</p> <p>(該当条文：例として、実用炉規則から抜粋して記載。<u>下線部は解説の対象となる該当部分を示す。</u>以下同じ。)</p>
42	ガイド	<p>(4.)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 頁の枠内の記載は、第 9 1 条第 2 項からの引用であることがわかるような記載としたほうが良いと思います。 	<p>第 9 1 条第 2 項からの引用であることは、「1. 目的」に記載があるため、自明と考えます。</p>

43	ガイド	<p>(4. (1)-1 表1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3頁の(1)-1の1行目「以下の設備が設置される区域」について：表1の「見張人の詰所」には(規則の規定では)設備は設置されていないのですから、この文言は適宜修正すべきです。 	<p>【意見反映】</p> <p>御指摘を踏まえ、ガイド4. (1)-1 表1について、適切に修正します。</p>
44	ガイド	<p>(4. (1)-1 表1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3頁の表1の防護区域外の設備等欄の一番目「装置が設置される周辺の区域」は、意味不明です。(装置が設置される場所の周辺の区域のことを意味しているのか？ それならば規則の条文を引用して「装置の周辺の区域」などとすればいいのでは？) 	<p>【意見反映】</p> <p>以下のとおり修正します。</p> <p>4. (1)-1 表の設備等の欄 「安全保護装置が設置される周辺の区域」 ↓ 「安全保護装置の周辺の区域」</p>
45	ガイド	<p>(4. (1)-1 表1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3頁の表1の防護区域外の設備等欄の1番目「※1」について：この脚注は不要です。理由は、実用発電用原子炉施設に係る技術基準規則に規定される装置の周辺区域が「実用発電用原子炉施設に限る」のはいうまでもないことであるから。 	<p>【意見反映】</p> <p>御指摘のとおり、安全保護装置が実用発電用原子炉施設のみに設置されることは自明であるため、4. (1)-1 表の※1を削除します。</p>
46	ガイド	<p>(4. (1)-1 表1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3頁の表1の防護区域外の設備等欄の1番目は、2番目以降と同様に、括弧書きで該当する実用炉規則の条文を引用すべきです。 	<p>「安全保護装置」は、実用炉規則に相当規定が存在しないため、現案どおりとします。</p>

47	ガイド	<p>(4.(1)-1 表1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3頁の表1の防護区域外の設備等欄の2番目「中央制御室外停止装置」は、実用炉規則第91条第2項第14号の条文にあわせて「中央制御室外停止機器の周辺の区域」とするのが適当です。(3番目の「防護区域外防護対象枢要設備」についても同様) 	<p>【意見反映】</p> <p>御指摘を踏まえ、ガイド4.(1)-1 表1の該当箇所について、以下のとおり修正します。</p> <p>「中央制御室外停止装置」</p> <p>↓</p> <p>「<u>中央制御室外停止装置の周辺に設置される障壁によって区画された区域</u>」</p> <p>「防護区域外防護対象枢要設備」</p> <p>↓</p> <p>「<u>防護区域外防護対象枢要設備の周辺に設置される障壁によって区画された区域</u>」</p>
48	ガイド	<p>(4.(1)-1 表1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3頁の表1の防護区域外の設備等欄の「(中央警備所)」、「(第二中央警備所)」について：この記載ではそれぞれの位置付けがよくわからないので、たとえば、それぞれの根拠条文「実用炉規則第91条第2項第22号」、「実用炉規則第91条第2項第23号」を記載したらいかがでしょう。 	<p>4.(1)-1 表の設備等欄中「見張人の詰所(中央警備所)」及び「監視所(中央警備所)」にはそれぞれ根拠条文が記載されており、これ以上の記載は必要ないと考えため、現案どおりとします。</p>

49	ガイド	<p>(4.(1)-1 表1 注4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3頁の表1の注4に「全てが対象となる」とありますが、これの意味するところは、見張人の詰所、監視所以外の区域(安全保護装置周辺区域、中央制御室外停止装置周辺区域、防護区域外防護対象枢要設備周辺区域)については、必ずしも全てを対象とする必要はないということですか？ 	<p>【意見反映】</p> <p>御指摘のとおり、「見張人の詰所」及び「監視所」に限らず、全ての区域等で業務上常時立ち入る者が確認対象者となるため、※4を削除します。</p>
50	ガイド	<p>(4.(1)-1 表1 注4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4頁の(1)-1の表1「防護区域外」：第28号ニ(3)、(5)、(6)については防護区域外に限る旨を規則に規定する必要があると思います。理由は、現行規則では当該三区域の設置箇所は防護区域内に限定されてはいないから。 	<p>御指摘の区域等は、防護区域内に設置される場合には、同項第28号ニ(1)と重複することとなりますが、この場合においても、個人の信頼性確認を行うことに変わりはなく、御提案のように修正する必要性はないことから、現案どおりとします。</p>
51	ガイド	<p>(4.(1)-3 等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4頁の(1)-3、(1)-4、(1)-5及び(1)-6は、「対象者」についての説明ではないので、別項目としたほうが読みやすくなると思います。 	<p>ガイド4.(1)-3、(1)-4、(1)-5及び(1)-6は、対象者とするか否かの判断のための説明であるため、現案どおりとします。</p>
52	ガイド	<p>(4.(1)-4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4頁の(1)-4の2行目「条例に基づき立入り」には自治体が事業者と締結している安全協定に基づく立入り(現地確認)は含まれるのですか？ 	<p>【意見反映】</p> <p>協定に基づく立入調査等も適用除外するものと考えています。該当箇所について以下のとおり修正します。</p> <p>ガイド 4.(1)-4</p> <p>「この号は適用しない。なお、身分証明書や」</p> <p>↓</p>

			「この号は適用しない。 <u>地方公共団体との協定による立入りについても同様とする。</u> なお、身分証明書や」
53	ガイド	(4.(1)-4) ・ 4頁の(1)-4の3行目「適用しない」：規則の適用除外については規則の条文に規定されるべきことであると思います。	ガイド4.(1)-4に規定する公務員等には、元々法律・条例に基づく立入検査権限（原子炉等規制法第68条等）が付与されており、規則で規定しなくてもガイドに解釈を示すことで十分と考えます。なお、地方公共団体との安全協定についても同様です。
54	ガイド	(4.(1)-4) ・ 4頁の(1)-4の4行目「立ち入らせる前」だけでなく「特定核燃料物質の防護に関する秘密を取り扱わせる前」にも措置をとる必要があると思います。	立入検査は報告徴収とは異なり、その場で行う権限であるため、特に注意事項を規定したものです。
55	ガイド	(4.(1)-4) ・ (1)-4の5行目「官公署」：1行目の公務員以外の者の立ち入りも勘案して「官公署等」とするのが適当です。	【意見反映】 以下のとおり修正します。 4.(1)-4 「官公署」 ↓ 「官公署等」

56	ガイド	<p>(4. (1)-5 等)</p> <p>・ 4 頁の(1)-5、(1)-6の記載内容は、公務員の法律に基づく立入りについて記載している(1)-4の記載と内容が重複しているのではないのでしょうか？ それとも、公務員のうち警察官等については(1)-5、(1)-6で挙げられた場合以外の場合においては「この号」は適用されるということなのでしょうか？</p>	<p>ガイド4. (1)-4は、公務員等による立入検査を想定して記載しています。(1)-5は、警察や海上保安庁においては、日常的に部隊が原子力施設を警備・パトロールしているために、それを想定して記載しており、また、緊急時にも適用除外とするため、あわせて自衛隊も記載しています。</p>
57	ガイド	<p>(4. (1)-5)</p> <p>・ 4 頁の(1)-5の 2 行目「自動車又は船舶」： 「航空機」が対象外なのはなぜですか？</p>	<p>【意見反映】</p> <p>自動車又は船舶以外のヘリコプター等の可能性もあり得るため、以下のとおり修正します。</p> <p>4. (1)-5 「<u>自動車又は船舶</u>」 ↓ 「<u>自動車、船舶等</u>」</p>
58	ガイド	<p>(4. (1)-5)</p> <p>・ 4 頁の(1)-5の 2 行目「乗っている」は「乗車又は乗船している」のほうが適切と思います。</p>	<p>「乗っている」とする表現でも文脈上は意味が通じるため、現案どおりとします。</p>
59	ガイド	<p>(4. (1)-5)</p> <p>・ 4 頁の(1)-5の 2 行目「に乗っている場合は・・・適用しない」： 自動車等から降りた場合は適用されるのですか？</p>	<p>(1)-4に規定する「公務員」には(1)-5に規定する警察官、海上保安官又は自衛官も含むため、車両から降りた場合でも適用除外となります。</p>

60	ガイド	(4.(1)-5) ・ 4頁の(1)-5の3行目「治安出動時の自衛官」： 自衛隊法第80条に基づく治安出動時の海上 保安官は対象外ですか？	自衛隊法第80条に示す海上保安官の活動は、(1)-5に 含まれるものと考えています。
61	ガイド	(4.(1)-5) ・ 4頁の(1)-5の3行目「同様とする」：「消防 士」、「救急隊員」を対象としないのはなぜで すか？	警察、海上保安庁、自衛隊の活動にはパトロール、緊急 時を含めてエスコート無しの立入りが想定されますが、一 方、「消防士」「救急隊員」については、エスコート付き が通常と考えており、個人の信頼性確認の対象とはならな いため、記載していません。なお、緊急事態における対応 の方法によっては、今後解釈が変更されることも有り得ま す。
62	ガイド	(4.(1)-6) ・ 4頁の(1)-6の1行目「妨害破壊行為」：第2 6号口の規定のとおり「妨害破壊行為等」のほ うが適切だと思います。	【意見反映】 原子力規制委員会規則の表現に合わせる事が適切と 考えるため、以下のとおり修正します。 4.(1)-6 「妨害破壊行為が現に」 ↓ 「妨害破壊行為等が現に」
63	ガイド	(4.(1)-6) ・ 4頁の(1)-6の1行目「警察官等」の「等」は 誰を指しているのですか？	警察の組織には、警察官以外にも、その活動を補助する 技術職員も存在し、これらの者を想定して「等」としてい ます。
64	ガイド	(4.(1)-6) ・ 4頁の(1)-6の1行目「立ち入る場合」：「指 定」を受ける場合は適用されるのですか？	特定核燃料物質の防護に関する秘密を取り扱う場合も 実用炉規則第91条第2項第28号等は適用されません。 仮に妨害破壊行為等に係る犯罪の捜査において特定核燃

			料物質の防護に関する秘密を取り扱う必要がある場合であっても、その前提として、まず原子力施設への立入りが必要であるため、その部分をガイドに記載しました。
65	ガイド	(5.(1)) ・ 4頁の5.(1)の3行目「自己申告事項等告示」については（後段6頁の(4)-2においてではなくて）初出のここで定義を規定すべきです。	【意見反映】 御指摘のとおりであり、自己申告事項等告示は、5.(4)-2ではなく(1)で定義することが適当と考えるため、修正します。
66	ガイド	(5.(2)) ・ 4頁の5.(2)の1行目 等の「あたっては」：5頁の(4)-1の1行目 等の「当たっては」との文言の統一が必要です。	【意見反映】 御指摘のとおりであり、該当部分について「当たっては」に統一します。
67	ガイド	(5.(4)) ・ 5.(4)の冒頭での規則の引用に加えて、後段の記載に関わる告示の該当条文の引用があると、より理解しやすくなると思います。	告示の該当条文を記載すると、記載が複雑となり理解し難くなることが想定されるため、現案どおりとします。
68	ガイド	(5.(4)-1) ・ 5.(4)-1の4行目「自己申告書」と他の記載箇所の「申告書」との違いは何を意味しているのですか？	【意見反映】 「自己申告書」と「申告書」は同じ意味で使用しているため、「自己申告書」に統一します。
69	ガイド	(5.(4)-1) ・ 5.(4)-1の5行目「提出」は(4)の枠内の7行目と同様に「提出又は提示」とするのが適当です。	【意見反映】 以下のとおり修正します。 5.(4)-1 「の提出を求めることとする。」 ↓

			「の提出又は提示を求めることとする。」
70	ガイド	<p>(5.(4)-1 ③ 等)</p> <p>・ 6頁の2行目「正常な事理を弁識する能力」について： 事理弁識能力に「正常な」という形容詞は法令の条文では使用されないものと思います。(8頁の8行目の該当箇所についても同様)</p>	<p>【意見反映】</p> <p>御指摘のとおり、該当部分において「正常な」を削除しても意味が通じるものであり、また用語の適正化の観点からも、以下のとおり修正します。</p> <p>5.(4)-1 ③</p> <p>「<u>正常な事理</u>を弁識する能力を有しているか」</p> <p>↓</p> <p>「事理を弁識する能力を有しているか」</p> <p>6.(1)</p> <p>「一<u>正常な事理</u>を弁識する能力が十分でないと認められる場合」</p> <p>↓</p> <p>「一事理を弁識する能力が十分でないと認められる場合」</p>
71	ガイド	<p>(5.(4)-2)</p> <p>・ 5.(4)-2の2行目の告示は、他の記載箇所での法令名の引用例にならってカギ括弧でくくらずにいいと思います。</p>	<p>【意見反映】</p> <p>御指摘のとおり修正します。なお、当該記載は、別の御指摘に従い、5.(1)に移動します。併せて、告示の題名に誤りがありましたので修正します。</p> <p>5.(4)-2</p> <p>「<u>使用済燃料の再処理の事業に関する規則</u>第十六条の</p>

			<p>三第二項第二十六号ロ等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示」</p> <p>↓</p> <p>使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三第二項第二十六号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示</p>
72	ガイド	<p>(5.(4)-3)</p> <p>・ 5.(4)-3において、告示第2条の表の下欄の「これらに準ずる書類」の具体例について例示したほうが理解しやすくなると思います。</p>	<p>告示第2条の表のその他の書類の欄に規定する「これらに準ずる書類」については、今後制度を運用していく中で確定していきたいと考えております。</p>
73	ガイド	<p>(5.(4)-3 ①)</p> <p>・ 5.(4)-3 ①の「住民票記載事項証明書」だけでなく、同証明書に準ずる書類についても対象とするべきです。</p>	<p>【意見反映】</p> <p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>5.(4)-3</p> <p>「①自己申告事項等告示第2条の表の住民票記載事項証明書については、」</p> <p>↓</p> <p>「①自己申告事項等告示第2条の表の住民票記載事項証明書等については、」</p>
74	ガイド	<p>(5.(4)-3 ④)</p> <p>・ 5.(4)-3 ④に、個人番号の収集、保管は法令で禁止されていることについても記載すべきと思います。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第20条)</p>	<p>【意見反映】</p> <p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>5.(4)-3</p> <p>「④個人番号カードについては、発電用原子炉設置者等は、個人番号を書き写したり、」</p> <p>↓</p>

			「④個人番号カードについては、 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第20条の規定に基づき、発電用原子炉設置者等は、個人番号を書き写したり、</u> 」
75	ガイド	(5.(4)-3 ④) ・ 5.(4)-3 ④の1行目「個人番号を書き写したり、・・・写しをとらない」： このことは旅券の番号についても同様の扱いをすべきと思います。	旅券については、個人番号カードと異なり、その番号を収集することについて規制はなく、また自己申告事項の確認結果として、旅券番号を控えることもあり得るため、現案どおりとします。
76	ガイド	(9.(5)) ・ 9.(5)の2行目「同意を得られなかった者」は事業者のことを意味する記載となっておりますが、文脈からは、ここは「同意をしなかった者」と記載すべきところではないかと思えます。	9.(5)「 <u>証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を行わなかった者及び個人情報の利用について同意を得られなかった者</u> 」はいずれも確認主体（事業者）が主語であるため、現案どおりとします。
77	ガイド	(9.(5)) ・ 9.(5)の4行目「(平成15年法律第57号)」は削除するのが適当です。理由は、他の記載箇所(1頁)では法律の法令番号は記載されていないから。	【意見反映】 御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 9.(5) 「 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u> 」 ↓ 「 <u>個人情報の保護に関する法律</u> 」
78	ガイド	(9.(5))	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 9. (5) の最終行「所属事業者名」は「所属事業者名称」のほうが適当と思います。 	<p>「事業者名」とする表現は一般的（用例が多数存在する）であり、制度運用上も問題はないため、現案どおりとします。</p>
79	ガイド	<p>(10. (1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10. (1)「名簿」は「名簿及び名簿情報」のほうが適当です。理由は、名簿そのものだけでなく名簿に記載された情報についても対象とすべきだから。 	<p>一般的には、名簿といった場合には、名称以外の情報も含まれると解釈され得ることから、現案どおりとします。</p>
80	概要	<p>(5. (注4))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (注4) の記載を解釈すれば、信頼性確認の事業者の着手時期は、(平成28年8月下旬に公布)平成29年8月下旬という理解でよいか。 	<p>現時点での規則等の公布・施行時期は平成28年9月下旬の予定であるため、既存の事業者による個人の信頼性確認の着手時期は平成29年9月頃を想定しています。</p>
81	概要	<p>(5. (注4))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「着手時期」と記載があるが、当該記載の意味は、個人の信頼性確認行為に着手すればよいということか。 	<p>御理解のとおりです。</p>
82	概要	<p>(5. (注4))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (注4) の記載があるにもかかわらず、「施行」を「平成28年8月下旬予定」とした意味は何か。 	<p>5. (注4) は、既存事業者に対する経過措置です。仮に今後適用対象となる原子力施設を新規に設置しようとする事業者が存在する場合には、当該事業者には経過措置が適用されず、核物質防護規定を新規に認可した時点から個人の信頼性確認及び監視装置の設置を実施することとなります。</p>

83	概要	<p>(5. (注4))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度運用に係る準備期間を十分に確保すること等、丁寧な行政執行を期待する。 	<p>附則により、一定の経過措置を定めました。</p>
84	概要	<p>((2)⑧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要(2)⑧において、常時立入者の監督範囲について、防護区域に加え、安全保護装置周辺区域等が追加されたとの説明であるが、その理由は。また、監督が必要ならば、今回追加した区域も防護区域とすべきなのではないか。 	<p>一部の原子力施設においては、その構造上今回のような取扱いをせざるを得ないものです。</p>
85	概要	<p>((2)⑧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要(2)⑧において、「中央制御室外制御装置」は、「<u>中央制御室外制御装置が設置される周辺の区域</u>」では。規則ではそのように規定されている。 	<p>御指摘のとおりです。</p>
86	概要	<p>(5. (注4))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要5. の注4に「事業者による当該措置の着手時期はいずれも公布・施行時期からおおむね1年以内となる見込み」とありますので、措置が終了するまでの経過措置を附則として定める必要がある。 	<p>附則において、規則等の公布後、対象者全員について個人の信頼性確認が終了するまでの期間を考慮して経過措置を定めました。</p>

87	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼性確認制度では個人情報を収集することとしているが、犯罪歴や、精神疾患の有無などは新たな差別・不当労働行為を生む可能性があり、さらに必要以上の個人情報を収集される危険性がある。これらは、個人情報保護法や憲法との関係で問題がある。 	<p>御指摘のような情報であっても、公益上の必要性から各法令において当該情報の収集が制度化されています。原子力施設のテロ対策等は、公益上の必要性が高く、その一環としての個人の信頼性確認制度は、重要な対策であると考えます。</p>
88	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーテロなどを想定した個人情報の漏えい対策を厳格に行うべき。 	<p>再処理規則等では、原子炉等規制法に基づく特定核燃料物質の防護措置の一環として、特定核燃料物質の防護に関する詳細な事項に関する情報の管理を求めており、個人の信頼性確認制度で取得した個人情報も対象となります。</p> <p>このことは、ガイド 10. 情報の管理 にも規定されており、その遵守状況については、原子力規制委員会が定期に行う検査においても確認することとなります。</p>
89	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に身元確認の権限を与えることは、今後個人情報保護法の形骸化につながるおそれがある。 	<p>個人の信頼性確認制度は、個人情報保護法にも即して行われるものであり、同法の形骸化につながるものではないと考えております。</p>
90	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼性確認制度構築の検討経緯が不明。なぜ現在の案に至ったのか、原子力規制委員会の「透明で開かれた組織」の姿勢に基づき、説明が必要。 	<p>核セキュリティに関する検討会等の議事要旨については、性質上公開になじまない情報を除き、可能な限り公開しております（なお、原子力規制委員会のホームページから閲覧可能です）。</p>

91	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の有効性に疑問がある。労働者の不利益のみが生じる可能性がある。 	<p>個人の信頼性確認制度は、自己申告書の内容を裏付ける公的証明書類の提出や、アルコール等検査を求めるとともに、自己申告内容を面接で確認することとしており、審査技術は一定の高度化を図っていくことが可能であると考えています。</p> <p>また、事業者・雇用主が保有する勤務状況や人事情報等も活用できることとしており、一定の実効性、有効性があるものと考えています。</p>
92	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼性確認制度は、確認対象者が多数となる等の理由により、規則等の施行後においても、完了までに1年程度の余裕が必要である。 	<p>既存の事業者については、核物質防護規定の変更を認可した後1年間は、旧規則に基づく証明書等の発行又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者の指定を有効とする措置を講じる予定です。</p>
93	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪歴等の確認は、行政機関への第三者照会を行うといったより厳格な仕組みとすべき。 	<p>個人の信頼性確認制度は、我が国の法体系全体の現状を踏まえ、核セキュリティに関する検討会等での議論を経て方向性を定めたものです。</p>

94	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・意見公募の開始日について、7月14日（木）から開始されていたにもかかわらず、原子力規制委員会のホームページ（HP）には19日（火）から掲載されており、当該HPにおいて、その間意見公募は無いこととなっていた。迅速性、正確性を欠く情報配信は遺憾。 	<p>平成18年総務省告示第78号（行政手続法の一部を改正する法律による改正後の行政手続法第四十五条第一項の公示に関し必要な事項を定める件）に基づき、電子政府の総合窓口（e-Gov）には意見公募開始日から掲載されておりました。</p> <p>また原子力規制委員会ホームページ「原子力規制委員会開催一覧」の「会議資料」にも、同日から掲載がされておりました。</p> <p>なお、庁内手続の関係で、より周知を促進するための原子力規制委員会ホームページ「行政手続法に基づく意見公募について」の部分への掲載が遅れたことは事実であり、お詫び申し上げます。</p>
95	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本改正に賛成である。身元確認と監視は非常に重要であると考えます。（しかし、ここで身元確認をしたからといって監視をしないのは問題であるので、その点は注意していただきたい。） 	<p>原子力施設における内部脅威対策は個人の信頼性確認制度のみで達成できるものではないため、今回の原子力規制委員会規則の改正においては、防護区域に監視装置の設置を事業者にも義務付けることとしています。</p>

（注）同表における用語の定義は以下のとおり。

個人情報保護法：個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

原子炉等規制法：核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）

再処理規則：使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号）

実用炉規則：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）

告示：使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三第二項第二十六号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示

ガイド：原子力施設における個人の信頼性確認の実施に係る運用ガイド

概要：内部脅威対策の強化（個人の信頼性確認制度の導入等）のための原子力規制委員会規則（案）の概要